

地域計画

策定年月日	令和7年3月12日
更新年月日	令和8年3月25日 ()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	新座市 11230
地域名 (地域内農業集落名)	片山地区 (第一区・第二区・第三区・第四区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	54 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha
② 田の面積	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	54 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	20.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.5 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地区内は狭い道路が多い。
 ・まとまった農地が少なく、効率的な農業が難しい。
 ・高齢化も進んでおり、後継者のいない農家が半数となっている。
 ・認定農業者の農業経営において、現状維持の意向であることから、新たな農地の受け手の育成・確保が必要になる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域内は宅地化が進んでいる地域が多いことから、集約できるまとまった農地は少ないため、農地の減少を防ぎ、農地の適正利用を推進する。
 ・認定農業者による生産を維持しつつ、地域外からの新規就農者等を積極的に受け入れることも検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

経営規模を拡大してもよい担い手を中心に、農地中間管理事業を活用し、集積・集約を進める。また、地域外からの農業者の受入等についても地域の農業関係者と調整しながら進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	4 %	将来の目標とする集積率	24.8 %
--------	-----	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

認定農業者等の主要な担い手が利用する農地面積を拡大する。
 2.2ha(令和6年度時点)→13.9ha(令和15年度時点)

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。